

決算特別委員会会議録

日時 平成21年10月20日(火) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後2時50分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 丹澤 和平
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 大沢 軍治
山下 政樹 鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 岡 伸 金丸 直道 内田 健
清水 武則 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 武川 勉

説明のため出席した者

企画部長 中澤 正徳 県民室長 窪田 守忠 企画部次長 田中 宏
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明 企画課長 末木 浩一
世界遺産推進課長 高木 昭 北富士演習場対策課長 小林 隆一
情報政策課長 石原 光広 情報産業振興室長 小田切 一正
統計調査課長 奈良 政文 県民生活・男女参画課長 河野 義彦
消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 望月 和俊

教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀
教育委員会事務局理事 藤原 一治 次長(総務課長事務取扱) 鷹野 勝己
福利給与課長 古屋 成和 学校施設課長 芦沢 一
義務教育課長 佐野 勝彦 高校教育課長 奥田 正直
新しい学校づくり推進室長 松谷 荘一 社会教育課長 大堀 修己
新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博
学術文化財課長 三枝 仁也

会計管理者 中村 康則 出納局次長(会計課長事務取扱) 山本 一
管理課長 樋口 雅行 工事検査課長 加藤 公平

人事委員会事務局長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫

監査委員事務局長 佐々木 正彦 監査委員事務局次長 成島 秀栄

労働委員会事務局長 高橋 哲朗 労働委員会事務局次長 清水 久幸

議会事務局次長 秋山 裕一

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学
企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

認第2号 平成20年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時9分から午前10時24分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前10時25分から午後1時56分まで企画部、教育委員会、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局関係の部局審査を行い(午後0時10分から午後1時38分まで休憩をはさんだ)、休憩をはさみ、午後2時19分から午後2時50分まで企業局関係の部局審査を行った。

質疑 企画部、教育委員会、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局関係

(博物館の入場者数について)

内田委員 教育委員会関係の使用料及び手数料で、決算報告書では多分49ページだと思うのだけれども、社会教育費使用料8,312万5,000円の中で、博物館についての収入、それから入場者。入場者については、実質的に有料入場者がどのくらいか、子供たちがどのくらいか。これは、平成20年度ですから前年度と比べてどうか、その辺の資料を出してもらいたい。わかりますか。

三枝学術文化財課長 まず、使用料ですが、博物館の使用料は、20年度は、1,555万円余となっております。

内田委員 49ページの当初の収入予定額から見ると、この社会教育費使用料は、半額ぐらいになっていると思うのだけれども、その中身がわからない。博物館について、当初予定したのがどのくらいなのか。博物館についてだけでいいです。それに対して、今、1,550何万ということだけれども、当初予定した予算額は幾らだったのですか。それから、当然入場者の予想もあるわけだけれども、予定した入場者に対して何人だったのか。

三枝学術文化財課長 20年度の1,533万の収入の内訳ですが、特別展が4度ありまして、収入が695万8,000円余です。そのほかに、常設展と、館の使用料といったものが含まれています。有料の入場者数ですが、2万912人であります。

内田委員 要するに聞きたいのは、博物館を建設して、15年度からちょうど丸々5年ぐらいがたっているはずなんです。それで、当初つくるときに、年間10万だという議論をずっとしてきたわけだけれども、それが実質的に今2万人ぐらいですよ。そうすると、有料入場者に限っては5分の1ぐらいになっているのだけれども、無料で入っている人は幾らですか。65歳以上の人も多分無料になっているのだけれども、今の有料入場者が2万人ちょっとで、それに対して無料で入っているのが何人で、トータル何人か。トータルは足せば出てくるから、無料で入った人が何人か。

三枝学術文化財課長 20年の入場者ですけれども、展示観覧者は、常設展が5万1,530人、企画展が2万6,151人で、7万7,681人の方が入ってしまっていて、そのほかにもいろいろ事業を行っておりますので、他の利用者数合わせますと10万323人です。

内田委員 これを議論していくと長くなるので、簡単に聞きたい部分だけにしますが、要

するに7万何千人かが入っているのだけれども、実質的にお金を払って入った人は2万人ということですよ。それで、私がさっき言ったのは、49ページで見ると1億何千万ぐらいで、これはトータルだからわからないんですよ。博物館について、当初予算のときにどのぐらい予定していたのかを聞きたいんですよ。それに対して半分だったとか、3分の1だったとかということを知りたいんです。

資料が来るまで、教育長に伺います。

このことについては、もう何年も同じような議論をしてきているのだけれども、ちょうど5年ぐらいで、1つの節目だと思うんですよ。博物館そのものについての1つの節目で、我々は建設の当初、反対をしたのだけれども、5年ぐらいたったときにこういう事態をまさに予測していたんですよ。その当時の教育長に、リタイアした後、博物館の館長さんとして残ってください、5年後を見て、そこで何か言い合おうという議論までしたんですよ。教育長は就任して間もないけれども、この現状、今の数字だけ見ても、当初予定したものと、多分すごくショートしているわけなんですよ。そういう現状を見てどう感じますか。

松土教育長

ただいまの当初予算の設定につきましては、年度の決算で見ますと、企画展でどのようなものを設定したか、その内容により、また、そのときにメディア等どのぐらい載せていただいたか、バスによる来館者の数等が大幅にこの数字を変えるところですけれども、まずは、より精度の高い当初予算を設定するように努めてまいりたいと思います。

また、設立当時からの経緯につきまして、十分に数字が伸びていないことについては、現存する県立博物館でございますので、可能な限りの数字を伸ばす努力をしてまいりたいと思います。

内田委員

今の教育長の発言の中で、当初の予算はかなり精密に設定をしているというのだけれども、私はそう思えないんです。過去のものを持ってきてみましょうか、ショートしている額がちゃんとわかるんですよ。なかなかこの決算書はそういうところまで見ないのだけれども、私はすごくいいかげんなことをやっていると思っていますんですよ。要するに、そういう状況の中で開館をし、5年を経過して、今まさに今後どうしていくかという問題があるわけです。あの当時、ランニングコストが5億ぐらいかかるという話もしてここまで来ているけど、現実にそうだと思うんですね。

そういう中で、企画展がその年、どうだったかと言うけれど、私はそうではないと思うんだよね。例えば私が一般の人に博物館のことを聞くと、二度と行きたくないという人がいっぱいいるんですよ、何もないと。そういう状況なんです。そういう中で、運営していくのは非常に大変な状況に来ていると思うのだけれども、そういうことについてどう思いますかということを知りたいんです。教育長も、その辺は、把握していると思うんだけど。

松土教育長

開館に至るまでの経緯の中での5年後を見通した数字については、十分知り得ていないところで大変申しわけございません。ただ、建設されて以後、どのような形でふやして、ただいまのリピーターが少ないのではないかという御指摘について、私ども教育委員会としてできますことは、とにかく博学連携という形で、無料の入場者の中にはかなりの数の子供がいるわけですが、可能な限り子供たちに見せることによって、若年のうちに文化的価値の高いものに触れさせる機会をふやす等して、長いスパンでの来館者、入館者が伸びるような努力をしているところでございます。

また、いずれにしましても外部の観光業者との連携も必要でございまして、そ

ういったことについても、博物館としましては、可能な限り努力をしていきたいと思えます。

子供たちが今後、大人になってから、自分たちの子供をまた連れていけるような場所になりますように期待しているところでございます。

三枝学術文化財課長 予算は当初、特別展については2,900万円、常設展については300万円で、合わせて3,200万円の予算を見積もっており、常設展については、昨年838万260円、そして、特別展については695万5,000円余の収入がありました。合わせて、1,530万円です。そのほか観覧料だけだと、1,533万5,000円で、ほかの収入も合わせて、博物館としての収入が1,555万9,000円ということでございます。

内田委員 今、資料を持ってきてもらい、正確な数字を出してもらったけども、大体半分ぐらいだろうということは予測がつくんですよ。ここは博物館ですが、その他のトータルが半分になっているのだから、多分半分だろうという予測は間違っていないわけですけども、そこで、こういう状況ですと推移をしてきているわけです。決算は毎年毎年やるのだけれども、前の年の決算があって次の年の予算を組むわけですよ。そういう中で、これについて言えば、全く生かされていないと思うし、同じことを続けていって、今度は22年度になるのだけれども、21年度も同じような数字を出してきていると思うんです。そういうものでいいんですかということをお願いしたいのね。何となくつくってしまったものを、もうしようがない、維持していくしかないという状況で、今来ているのだけれども、生かしていくということの案は何かないのですか、教育委員会の中には。どうやってこれを打開していくのですか。そこを聞きたいです。この博物館だけに限った議論でいいです、ほかのことも同じなのだけれども、博物館が一番新しいからね。

三枝学術文化財課長 今委員からありましたように、収入については観覧料がその中心でありまして、常設展の推移は昨年が838万円と落ちてきている中で、特別展をいろいろ企画して収入を上げるということで、ことしはそういったことで取り組みをしております。既に2つの特別展が終わっており、特別展の収入としては昨年と大体同じ金額を確保する中で、特別展の収入を上げるような工夫をしたり、また、最近の開館以来、無料のお客さんや、石和温泉に宿泊した方々の割引というような割引制度もふえていますので、全体的には、収入もですが、利用する方をふやすような工夫を今後も続ける努力をしたいと思っています。

内田委員 石和温泉のほうとリンクして無料の人も入っているという話なのだけれども、とにかく無料の人も含めて当初計画した年間10万人というのが全然クリアはされていないわけですよ。私は有料入場者をもっとふやせということをおっしゃっているのではなくて、せっかくなつく施設だから、やはり大勢の人に見せることがもともとの目的なのに、それを達成していないわけでしょう。達成していないことに対してどう思っているかということなんです。だから、少なくとも皆さんが計画した10万人という数はクリアをしてください。これはある意味では義務だから。そのためにつくったんだから。そうではないですか。

それから、今の入場者関係の資料、後で私のほうに下さい。

(博物館の資料収集について)

竹越委員 関連で、当時の博物館建設を思い起こしながら、入館者の数というのは大きな

指標であると思います。

もう一つ、当時なぜ博物館をつくらなければいけないかという議論のときに、県内には歴史的な資料がいっぱいあるのだけでも、今、博物館をつくってその資料を収集しておかないと散逸してしまうという話が何回もありました。むしろそれが建設の、今やらなければいけないという主張をする一番大きい理由のようにも聞こえてきたのであります。

入館者も大事な指標として必要だと思うのですが、では、この間に博物館の価値ある収集品などがどれだけふえたのか、収集できたか、そういう点も明らかにしていただきたいと思います。

今の内田委員のお話に関連をすれば、つくるときの計画の甘さはあったと思いますが、何で博物館として機能が十分生かせないかというところが、むしろこちらから聞かれなくても御報告をいただくべきことだろうと思うのですがね。

そういう点で、今、包括的に言いましたから、お答えをいただきたいです。

そちらも恐らく資料などがあるはずですよ。私も何回かお邪魔をしたことがありますけれども、どちらかというところ考古博物館のほうが、いつも何か新しいものが展示されているなという印象があるのです。博物館のほうは、常設展は入れかえはしているのしょうけれども、何かいつも同じか、もちろん企画展は別でやっていますけれども、そんな感じがあるものですから、今、関連して質問させていただきます。お答えいただきたい。

三枝学術文化財課長 先ほどの収集の関係でございますけれども、県立博物館ができたということで、当然購入するもの、そして、寄贈または寄託されるものが大変ふえておりまして、合計では21万6,055点の資料が収集されております。そういったものを、研究資料や、また、一般の方が見て、研究に使っていただくということで利用をいただいているところでございます。

竹越委員

ですから、なかなか数だけでは中身の意味がよくわからないのですが、そういうものがどう活用されているのかという点については、積極的に決算委員会などで、ことしはこういうものを貴重な資料として寄贈いただいた、あるいは購入した、それがどう生かされているかなど、御説明をいただいてもいいと思うんです。

では、20年度は何があったのですか。特にあったら教えてください。

三枝学術文化財課長 20年度は、幾つかの購入品の中でも、特に有名な木喰の関係の仏像や、武田信玄の陣立て図といって、武田信玄が出陣したときの陣立ての書状などが購入物品、資料としてあります。

そして、先ほど質問にもありましたように、そういったものは年度末に、購入されたもの、また、寄託されたもの等、新しいものについてはシンボル展という形で本物を見ていただくような工夫をしております。

そのほか、3年ほど前から、古文書で寄託されているものや、持ち寄っていただいた古文書を読む研修を行ったり、資料と一緒に解説したりということをやっております。また、学校へ出向いての講演や、資料を使っての教室を行うなど、ただ展示で見ていただくだけではなくて、学芸員が積極的にその場所以外にも出たりしてやっております。

また、寄託や寄贈がふえてきている中で、博物館ができたことによって、最近、古くなった蔵などの中から、また、保管庫がなくなって古いものが出てきて、貴重だということで寄託する方や寄贈する方がふえてきておりまして、資料の充実がだんだん図られてきているというのが現状でございます。

そんなことで、ただ単に、今おっしゃられたように、観覧だけではなくて、学

芸員がいろいろ研究して、また明らかになったものを寄稿ということで発表しておりまして、今、文部科学省の研究機関としての指定も受けたということで、来年以降は、研究や、そういったものを充実する部分も今後やっていきたいと考えています。

(情報産業誘致について)

小越委員

まず、企画部からお伺いします。

企画部の情報産業誘致の助成金のことです。金額、件数、それから雇用人数を教えてください。

小田切情報産業振興室長 情報通信関連企業の立地補助金について御報告します。

昨年度は5件の事業認定がございました。そのうち、雇用要件が満たされた3件について、昨年中に助成金を交付しました。公表されていることですので、会社名も申し上げます。株式会社ジインズというソフトウェアの会社に94万4,000円、それから、県外の中堅のデータセンターの企業なのですが、日本システムウェア株式会社に5,090万円、それから、株式会社YSK e-c o mに98万4,000円の助成金を交付しております。

助成金の交付申請時に確認した人数ですけれども、ジインズにつきましては雇用人10人、それから、日本システムウェア株式会社につきましては5名、YSK e-c o mについては5名という形で聞いております。

小越委員

それで、今後の見通しを聞きたいのですが、ここには、北口の高度情報化センターのお金の執行が書いてないので、今後の情報産業の誘致の見込み、それと、北口の高度情報化センターには幾ら予算があり、何に使って、何が残っているのか、今後の経緯も含めて御説明ください。

小田切情報産業振興室長 北口の関係は、企画課のほうで調査費用の執行が行われていますので、情報産業振興室では今後の誘致関係で御報告を申し上げます。

まず、昨年5件認定しまして、雇用要件が年度内に成就されなかったところが2件ございます。その企業が雇用要件を成就したので、申請手続に入っています。この企業の雇用見込みは、1社が8名、それから、もう一社、これはコールセンターですが、20名の雇用を予定しています。

現状、確実な交付の手続に入っているのは、そんなところでございます。

末木企画課長

委員の御質問にお答えいたします。

まず、決算説明資料8ページに、北口県有地高度利用推進費執行残ということので、1,259万円余が載っていますけれども、北口県有地高度利用推進費として、平成20年度2,200万円余を予算計上しました。1,200万円余の不用額となっていますので、900万円強を執行したわけです。中身につきましては、北口県有地の高度活用ということで、新県立図書館とあわせて情報通信産業を核とした高度情報化拠点を整備して、全体を高度情報化エリアとして整備することといたしまして、その整備方針をつくるための専門家の意見を聞く懇話会の設置と、整備方針をつくるための調査委託料が450万円、それを合わせて460万円ほどかかっております。

それと、整備方針ができた後に、具体的には高度情報化拠点については民間事業者を整備をお願いするというので、民間事業者の選定あるいは事業者と契約するための支援ということで、専門のコンサルに、参加意欲調査や契約支援のための委託をして、平成20年度、1,500万円ほどの契約を結びました。昨年

末からことしの年始にかけて、コンサルが具体的な参加事業者の調査をしたところ、昨年来の金融危機で非常に経済状態が厳しくなり、参加意欲が非常に低く、また、金融機関のそういったことに対する融資も非常に厳しくなったという報告を受けまして、昨年、当初の予定どおりいかないということで、一時凍結ということにいたしました。その関係で、当初はことしの12月末までの工期ということで、初年度1,500万円、2カ年で2,500万円の契約を結んでいたのですが、業務内容と工期についての変更契約を業者と結びました。実質的に契約を解除したことによりまして、470万円ほど支出しました。それで、全体で、九百四、五十万円の執行となりました。

小越委員

そうしますと、情報産業の誘致は5件認定して3件、今後も2件ということで、その後の見込みはどうかというのを含め、そして、北口の高度情報化もコンサルに委託して、この経済状況を含めて進出する企業はないだろうという方向が出され、契約も解除されたとなりますと、北口の高度情報化センター構想というのは、そもそも凍結ではなく、撤回するような方向もお考えなのでしょうか。

末木企画課長

北口の高度活用につきましては、高度情報化拠点の整備が、一時凍結されまして、その理由は、先ほど申し上げましたように、非常に予想外の厳しい経済状況になりまして、最近の月例経済報告では、景気は全般的には持ち直しの傾向にはあるのですが、非常に自律性に乏しくて、しかも失業率が非常に高い水準となっているという、依然として厳しい状況で、私どもも、いろいろな開発事業者等の情報収集はしているのですが、まだまだそういう新たな大きな投資案件は厳しいということで、いましばらく状況を見て、現在の方針については継続していきたいと思っています。

小越委員

そもそも雇用人数が、この金額、補助金を出した割に少ないのではないかと考えています。5,000万円かけて5人という雇用ですと、余りに少な過ぎないかと思えます。このことは、また、総括の中でも触れたいと思います。

(指定統計費について)

次に、この決算書72ページ、指定統計費です。当初予算額で1億5,000万円組んでいて、支出されているのですが、この指定統計費はすべて国の委託費で賄っているはずですが、今回、平成20年度は、2月なのかはわかりませんが、マイナス補正もされていて、不用額はすべて残っております。実はこの指定統計費は、平成19年、平成18年、過去すべて使い切って不用額はゼロになっています。平成20年度と平成19、18年度で、何か方針や考え方を変えたのでしょうか。

奈良統計調査課長

小越委員のおっしゃるとおり、20年度の決算につきましては、指定統計費が残っております。

システムをお話ししたいと思いますが、指定統計費というのは、国が本来やる統計を県が肩がわりをしてやっているという統計でございまして、全額国から委託費をもらって執行しております。平成20年は、14の統計調査をやりました。それも、いろいろ省庁がまたがっております、それぞれの費用を執行させていただいたわけでございます。

その中で、本県としても、削れるものはできるだけ削って、節約に努める中で執行させてもらいました。省庁から出てくるお金はある程度決まっております、中にはどうしても、本県で執行した場合、これはできないということで、本省のほうへ相談をして執行したのもございますが、それぞれ県の段階で、調査が円

滑に行われる上で必要最小限に抑えた結果、それぞれの調査に残額が残りまして、それを不用額にしました。

小越委員 ということは、その不用額の合計の170万2,547円は国に返還するということでしょうか。返還したのか、これからするのか、これは決算書のどこに書いてあるのですか。

奈良統計調査課長 国のほうへ返還をいたします。細かいことはわからないのですが、一部は既に返還をしてあると聞いております。いずれにしても、この額は国のほうへ返還をするということです。

小越委員 返還する金額は、この20年度の決算書の、国の支出金の償還というところに入っているのか、それとも来年度の決算なのか。その170万円を返還したというのがどこに入っていますか。

奈良統計調査課長 償還の額は、平成21年決算の段階で出てくる形になります。

小越委員 そうしますと、ことしからこの方針を変えて、無駄を少しでも削り、170万円返還をするということで、来年度決算で国の支出金の償還に入ってくると思います。ということは、ことしの国への償還金があると思うんです。諸支出金ですか、国庫支出金等償還金、そこに来年度返還するというで金額が入ってくると思うのですが、この国庫支出金等償還金、ことしも幾らか入っていますけど、この中に昨年度のこの統計調査の指定統計費の返還金が入っているのですか。

奈良統計調査課長 ことしの中には入っておりません。

小越委員 ということは、昨年度までは本来なら返さなければいけない金額を全部使い切っていたということでしょうか。
本来返還すべきものがあるにもかかわらず、どうして全部使い切っていたのか、それは県の中で違うものに流用したということですか。

奈良統計調査課長 それぞれの調査に使われるべき経費がございます。ただ、その調査をやる県の段階で、こういうことが必要になる、こういうこともやらなければならないというような場合は、国のほうへ協議をして流用という格好をとることもできるわけございまして、私はおととの状況はまだ把握し切れないうところございまして、昨年、20年度においては、それぞれの調査で余った費用は不用額という処置をさせていただきました。

小越委員 先ほど流用してもいいとありましたけれども、19年度の決算、18年度の決算を見ても、この20年度決算と使っている金額はほぼ同じです。19年度も18年度も減額補正していますが、不用額はゼロです。本来は残すべきものを、国に償還しなければいけないものを流用というのは、どう流用したのかわかりませんが、国に返還すべきものを返還しないで流用し、20年度決算で国に返還しないということは、それはおかしくありませんか。

奈良統計調査課長 小越委員の19年度はという話ですが、不用額はいわゆるゼロという格好なのですけれども、18、19においては、それぞれの調査に必要な額を使って、なおかつ、翌年その調査にこれだけのものをまだ県として使わなければならないとい

うのがあれば、流用は可という話をさせていただきました。そういう処理をしたものだと思っています。だから、この調査に必要な経費を使うために、必要な科目への流用を承認してもらえたということだと思います。

小越委員

19年度も18年度も減額補正しているんです、しっかり。だから、この金額の中でおさまっているんですね。むしろ国から来た委託金の少ない金額でできたはずなのに、不用額ゼロになんですよね。20と19とが、同じような額ですから、本当であれば、この20年度決算の国への償還金の中で、不用額を返還しなければいけないのに、返還しないでいるんですね。今、国補の事務費のところの調査をされると言ったのですが、国の委託費のところも、ぜひ調査して下さい。もしかしたら、これを見る限りでは、20年度の国の償還金の中に、昨年度本来返すべき指定統計費の不用額返還分が入っていないと思うんです。出納局の方、どうですか。

山本出納局次長

昨年度の定義がわかりませんが、個々の補助金につきましては、各省庁に、年度末までに変更の交付申請等をして、精算する前に額を調整する手続、あるいは精算の手続があって、そこで不用額が出れば、翌年度当然返すということになりますけれども、個々の事業について、各関係課で各省庁とその必要性については議論して、申請行為あるいは交付決定を受けているということですので、総体的に一般論では全体についての云々というのは難しい話かなと思います。

ですから、この総務省関係の統計費については、指定統計補助金の交付要綱その他あるいは普通の申請手続での調査状況等を確認してみないとわかりませんが、基本的には個々の補助金ごとの対応だと考えております。

望月委員長

どうでしょうか。これは、国庫補助事業の関連に入るのでしょうか。そうしますと、過去6年間にわたって今調査をしているということでありましたので、その結果が出てからのほうが明快に答弁できるのではないですか。その辺、どうですか。

山本出納局次長

冒頭、日程のところ委員長のほうからお話がありましたように、現在全庁調査をしております国庫補助金等に係る事務、ただ、3つの科目ということで対象は絞られておりますけれども、これについては11月初旬に公表して、その後この委員会でも十分御審査をお願いする予定になっておりますので、後日ということをお願いしたいと思います。

小越委員

まだ、ほかにもこういうことがあると思うんです。これはまた後日説明があるかと思うのですが、公共事業の予算だけではなくて、国の補助金、負担金、委託費、いろいろなものがあると思います。たまたまこの指定統計費のところは前はゼロであったのに、今回不用額が残り、国に返還すると。今までとほぼ同じだけの金額使っておきながら、今回、20年度決算に19年度分の返還が入っていないと。何に流用したのか、国が本来それだけに使うべきものを、ほかに流用することができるかどうかを含めて、補助金だけではなくて、委託費、負担金も、全庁的に調査すべきだと思います。

20年度の監査委員の意見書の中に、わざわざ書いてあります。20年度を対象にした今年度の定例監査において、物品購入に係る事務が適切にされているか重点的に行ったと。ここで、適切な事務の執行をやり直す、物品購入についてわざわざ監査委員がこう書いていますよね。国の補助金の統計事業、3つだけにかかわらず、やっぱりすべて洗い出しをして、報告をいただきたいと思うのですが。

山本出納局次長 今、全庁的に調査をしておりますのは、本年2月に会計検査院の検査を受けて、同じ視点で、手法もそれを参考にして、平成15年から20年度までの需用費と旅費と賃金の国庫補助金に係る事務費についてやっているわけでございまして、すべての経費についての監査は、監査委員等の組織もございまして、今の調査の中でやることは不可能で、人的あるいは期間的なものも含めて考えておりません。

小越委員 これについては、やっぱり納得がいかないもので、ぜひ、この指定統計費の不用額で、去年ゼロだったものが、この20年度のところの返還金に入っていないということを調査していただいて、報告いただきたいと思います。

(奨学金及び高校授業料の免除について)

次に、教育委員会についてお伺いします。

平成20年度の高校の授業料の免除者の人数、それから、奨学金の受給者の人数を教えてください。

奥田高校教育課長 免除者は、平成20年度は1,431名でございました。
それから、奨学金の状況でございますが、既に山梨県奨学金は廃止をされておりますので、みどり奨学会の昨年度分が602人でございます。

小越委員 授業料免除は、毎月9千幾らということですが、免除されている方が1,431人、奨学金をいただいている方が602人、免除をしていただいている方は奨学金もいただきたいと思うのですが、なぜ人数的に乖離があるのでしょうか。倍ぐらい違うと思うのですが、それはどうお考えですか。

奥田高校教育課長 推測で物は言えませんが、奨学金というのは貸与という形になっておりまして、そして、減免のほうは申請に基づくということになっておりますので、今御指摘のことにつきましては、一応今言ったようなことかと推察をしております。

小越委員 ということは、奨学金は貸与だから返さなければならないので、申請が少ないという理解をされているということでしょうか。

奥田高校教育課長 今申し上げたとおり、やはり貸与ということでございますので、その辺で差があるのかなと考えます。

小越委員 そうしますと、授業料の滞納の金額が載っているのですけれども、若干数が減っていると思います。努力もされているとは思いますが、それに対して、授業料の収入未済状況132件とありますが、これは、19年度に比べて授業料滞納者の数は減っているのでしょうか、ふえているのでしょうか。

奥田高校教育課長 滞納状況につきましては、19年度に比べまして減っております。

小越委員 132件、3,294万円、授業料の未済があるのですが、去年に比べて減っている。それは、多分、授業料の免除者がふえているからだと思うんです。その反対に、教育奨励資金貸付金償還金、これは、みどり奨学会ではなく県の奨学金の返済ですよ、373件。それから、地域改善対策は、同和等の奨学金だと思うのですが、331件。教育奨励資金貸付金と、地域改善高等学校修学資金返還金は、373件、331件と、同じぐらいなのだと思いますけれども、どこか違いがあ

るんでしょうか。受給要件や、返済の仕方、利子、それから金額などを教えてください。

奥田高校教育課長 先ほど申しましたように、既に終了しているものもございます。地域改善につきましては、これは大学まで含んでおりますので、金額では、高校、公立の場合が月額2万3,000円から、大学の私立までになりますと8万2,000円というように、かなり開きが大きい奨学金でございます。

続きまして、定通修学奨励金につきましては、現在も行っております。月額1万4,000円でございます。

それから、山梨県奨学金も既に廃止されましたけれども、これは今日継続しておりますみどり奨学会の金額と同額となっております。

続きまして、貸与するための経済的な条件ということで、既に終わっているものも説明いたします。

地域改善対策奨学資金のほうは、日本育英会基準による低所得世帯ということになっております。それから、定通修学奨励金につきましては、本人の場合、まずは勤労が条件ですが、年間所得279万円以下という条件がございます。それから、山梨県奨学金のほうは、全世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下という基準になっております。

小越委員 教育奨励資金は、平成20年度に廃止されてしましまして、みどり奨学会に吸収されたと思います。それで、その要件は生活保護基準の1.5倍ぐらいで、同じだと思うのですが、例えばこの地域改善対策はもっと高収入の方も受けられたのではないのでしょうか。どうでしょう。

奥田高校教育課長 今、手元に資料がございませんので、後でお届けします。

小越委員 私、奨学金を受けたくても受けられないのは、返済しなければいけないということと、生活保護基準の1.5倍という要件が厳し過ぎると思うんです。もっとたくさんの方が受けたいけど、今後の不況のことも含めると借りられない、返せないからということもあると思います。私、この奨学金の問題もぜひ改善していただきたいと思っています。

資料は、また後で下さい。

(適正な教員数の確保について)

次に、教員の問題でお聞きします。

期間採用、それから非常勤講師の給料は、この決算書ではどこに載ってくるのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 期間採用の教員につきましては給料ですので、職員給与のところへ載ってまいります。それから、非常勤の職員につきましては報酬になります。

小越委員 高等学校費の高等学校総務費の報酬と、それから、全日制高等学校の報酬もありますよね。小学校の給料と報酬とあるのですけれども、小学校、中学校、高校に、期間採用や講師の先生がいらっしゃると思うんです、コマで持っていらっしゃる先生です。国から教員には補助金か何かが出ますよね、非常勤講師の先生方の給料は、それとは別で、報酬ということで県単独と考えていいですか。国から来ているのですか。

鷹野教育委員会事務局次長 一般的には義務教育の負担金につきましては、給料というところに乗

ってまいりますが、非常勤の職員につきましては、国からは補助金という形で出てくる場合があります。県の場合には、給料以外の報酬で支払うという計上の仕方になっております。

小越委員 正規職員とほぼ同じように働いていただいている方々もいるかと思います。本当はコマで持っている先生方も正規職員として換算するのであれば、あと何人正規職員が必要なのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 期間採用の場合には、1年間あるいはもう少し期間を区切った採用になりますので、正規職員と同じような形で支払いをしています。したがって、職員給与の中に含めさせていただいておりますが、講師等については、コマで持ちますので、非常に勤務形態がばらばらでございます。したがって、講師につきましては、正規の職員給与ではなくて、報酬という形で払わせていただいております。これを換算して何人という形には、今のこの段階ではできないということで御容赦いただきたいと思っております。

(教育費の需用費について)

小越委員 では、次に行きます。教育費の需用費の問題です。

決算書、教育費の124ページ、高等学校費の全日制高等学校管理費、その中の需用費、それから役務費ですが、需用費でいきますと不用額8,600万円、役務費2,000万円です。それから、高等学校総務費の旅費、不用額2,100万円、甲府支援学校、またろう盲学校のところでは、特に甲府支援学校は旅費が4,200万円計上して支出が2,000万円、残が2,100万円、需用費も2,600万円残っています。どうしてこんなに、不用額が残るのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 決算書の中で、学校運営費の支出残が多いことは確かでございます、その中の主なものといいますと、備品購入費あるいは需用費のその他の部分が多いのも事実でございます。これは、各学校の中の対応で、節約している関係があると思っております。対象校が県立学校で、40校と多いものですから、それをまとめ上げるとこういう額になります。各学校が、無駄なものを買わないという意識で対応していただいている、それから、旅費の部分では、大きいのは県外旅費だと思います。その点につきましても、一度の出張で出かける人数を少なくするという形で努力をしていただいている結果だと思います。もう一つは、確かに旅費の予算的な計上には、概括的に職員数を使いますので、結果的には減ってしまうというところがあるかと思っております。

小越委員 例えば、この旅費、需用費は、どういう基準で予算額を決めるのでしょうか。それは、県のものなのか、それとも国の基準があって、このくらい当てはめると決まっているのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 学校運営費につきましては、生徒数や学校の学科数等を考慮しながら、均等割の部分と人数割とで、各学校の割り振りを決めております。国の基準はないと思っております。

小越委員 であれば、例えば、甲府支援学校費は旅費が4,200万円ですが、いつも2,000万円ぐらいしか使っていませんよね、昨年を見ましても。大体2,000万円ぐらいで落ちつくのであれば、最初からなぜ4,000万円なのか。また、次の需用費も2,600万円残っています。これは、地方交付税の算定根拠に入

ってくるのですか。

鷹野教育委員会事務局次長 地方交付税の算定根拠には入ってくるようです。

小越委員 ということは、国の地方交付税なので何に使ってもいいのかもしれませんが、本来は地方交付税でこのくらい使ってもらいたいということが多分算定根拠に入ってくると思うんです。それを、残ったこの2,000万円は、来年度はどこに回すのですか。学校教育関係で使ってくれるのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 予算の組み立てからすると、今年度決算で残ったものがそのまま学校教育費に回るということは考えられませんので、全体で考慮するということになると思います。

小越委員 どんどん使えという意味ではないのですけれども、現場の先生方に聞きますと、大体年が明けて、1月、2月、3月になると紙がない、コピーの紙は裏紙を使いなさいと。全庁的に10%節約しなさいという方針が出ていますよね。本来はもっと使いたいけど、10%の枠がありますから、事務方を含めて圧縮して使うのをやめてもらいたい。特に、これから寒くなりますけど、幾ら寒くても、高校は多分12月にならないと暖房を入れないんですよね。去年は暖房費も上がりましたが、現場の実態からすると、10%を節約するというこの方針は、そもそももっと緩やかにしてもいいのではないのですか。どうでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 今のお話の中の、紙がないということはないと考えております。まだこれだけ余っておりますので、そこまで無理をして節約を求めることはないと思っております。

それから、10%の中でということは、努力目標的に学校のほうにお願いをしております。したがって、できるだけ節約をしてくださいということの結果の一部が出ていることも確かだと思っております。

(休 憩)

小越委員 では、続きを若干させていただきます。

決算書の124ページから、高等学校総務費、全日制高等学校管理費、それから、ろう盲、甲府支援学校費が並んでいるんですけれども、いずれも、ここの旅費、需用費、また、役務費、かなり残っております。先ほど、地方交付税の算定基準になっているという説明がありました。ということは、地方交付税の算定になっていけば、このくらいのもものが必要ではないかということ国が示してくると思うのですけれども、それを残して、地方交付税だから教育委員会ではないところに回すということになりますよね。それは、教育委員会としてはどうお考えなのでしょうか。教育に使うべきではないかと私は思うのですけど、お考えを聞きたいと思います。

鷹野教育委員会事務局次長 地方交付税の算定ベースになると話が難しいのですけれども、算定ベース自体が全国平均でつくられているということになるかと思えます。それで、例えば旅費にしますと、県の中で広く、あるいは県外へ出る回数が多い県を全部平均して算定されていますので、山梨県として見ると、多少膨らんでいるのではないかという感じがいたします。それが一般財源として算定基礎になっているという話はあるのですけれども、それで予算を全部組みなさいという話には、特定

財源ではありませんので、ならないかと思えます。

交付税の算定ベースを基礎にしなうの言い過ぎかもしれませんが、考慮しながら予算はつくられていると思えます。実際の使用の中で節減等も図りながら、執行残があるという形になっていると思えます。また、全部旅費として使わなければ、もったいないのではないかとということにはならないのではないかとと思えますので、歳入と歳出の区分をすれば、また別の目的に使われるのも、予算の中ではやむを得ないのかなと思えます。

小越委員

たくさん旅行しろと言っているわけではないです。教育委員会としては、特に、旅費のほかに需用費がありますよね。甲府支援学校の需用費を見ますと、予算に対して、不用額の金額は、かなりの率だと思えます。10%ぐらいを節約しなさいということかと思うのですが、10%を超えているところも、支援学校など、ほかの高校にもあるのではないのでしょうか。現場の先生方、例えば高校の先生は、部活動や遠くに行かれる方もたくさんいらっしゃいます。県内狭いと言いましても、郡内から国中に、国中から郡内に部活の指導などに行くときに旅費は出るのでしょうか。

鷹野教育委員会事務局次長 まず、旅費でございますが、県内の旅行の場合には日額旅費で、日当等は出ないと思えます。ですので、実費の支給になると思えます。

また、需用費の関係ですけれども、10%の節約をお願いしている中で、節減をいただいている。各学校の実施状況、購入状況から見ても、そんなに落ちてはいない、10%は達成していると思えますけれども、そんなに差があるわけではないと考えております。

小越委員

需用費を削って、先生方、子供さんにしわ寄せが行きながら、本来は使いたいものも10%ということで頑張って節約して、残った不用額は、来年、教育予算に使われるのではなく、違うところに回されることになるんですよ。先生方や、保護者、子供たちにとってみても、いかがなものかと思えます。現場の先生方は、もっと使いたいものが、いっぱいあると思えます。例えばですけど、高校では今、クーラーのことが保護者の中で大きな問題になっています。暑いときにも、寒いときにも、子供たちは学校へ行っていますので、クーラーの設置をしていただきたいということがたくさん出ています。この需用費を頑張って削った中に、次の予算に設備費か何かで入ってくるのであればいいですけど、そうではないということになりますと、何のために頑張っているのかと思うんです、現場の先生方も。それについてどうお考えですか。

鷹野教育委員会事務局次長 執行残の問題につきましては、予算の組み方によるかと思えます。来年度への繰越金という形で残った場合に、それをどういう理由づけで使うかというのは、教育委員会だけの問題ではなくて、県全体として考える話ですので、予算の中でされる話だと思っております。したがって、教育委員会の一部の目節の中で不用額が出たからといって、それをそのまま来年同じ予算の支出へ組むという考え方にはならないと思えますし、予算の制度の中でもそういう考え方はとっていないと考えております。

小越委員

では、全体の考え方を聞きたいのですが、例えば地方交付税で算定するときには当てはめる国の基準があると思えます。その基準よりも少なかった場合に、今みたいなことがあるんですけども、そういう金額は全体で幾らあるのでしょうか。

中村会計管理者 その予算の組み方については出納局の所管外ですので、お答えは差し控えさせていただきます。

小越委員 どこで聞いたらいいのかわからないんですけど、会計課でないとなれば、どこか違う課なんですね。

全体の仕組みの中で、予算、決算が終わった後に、決算の結果を含めて次の予算をつくっていると思うんです。だから決算の審査をしていると思うのですが、決算で、本来これに充てるべきものだったのに、計算上充てた額がそれより少なかったために、それが残ると、違うところへ回すことになりますよね、来年度予算に。であれば、本来これだけあるべきけど、使うのが少なかった、それは全体で幾らかというのは、どこの部が所管しているのですか。会計管理者でなかったら、総務部ですか、財政課ですか。それだけ教えてください。

中村会計管理者 交付税には、算定基準はありますけれども、あくまでも県の場合には170万人を標準にしておりまして、それをもとにして基準財政需要額、収入額で交付税が決まってきます。あくまでも一般財源ですので、それは何の事業に充てても構わないというのが大原則でありまして、残として繰り越された金額は、一般会計への繰越金になります。繰越金は一般財源ですので、それは経常経費や県の単独事業にそれぞれ充当するのですが、そういう予算編成方針や予算編成については総務部のほうが所管しております。

(国庫支出金等償還金について)

小越委員 また総務部でお聞きしたいと思います。先ほどの統計調査のところであったのですが、もし、出納局でわかったら教えてもらいたいんですけど、公共事業のところはこれから調査をするということですが、国補や、それから委託金、負担金など、これらの返還した金額は、この国庫支出金の金額という理解でいいのでしょうか。

山本出納局次長 はい。決算書の134ページ、諸支出金の諸費の中の第1目国庫支出金等償還金の科目で返還等をさせていただきます。

小越委員 でしたら、ぜひ、この国庫支出金等償還金について、この20年度決算でどういうものに幾ら返還したのか一覧表をいただきたいと思います。

中村会計管理者 今、私が手元で持っております。国庫補助事業で会計検査院から指摘されたからという内容のものではなくて、具体的には、国庫支出が確定したことや、県のもので本来は前年度に返す予定のものが、翌年度になって返す過年度支出など、それから、社会保険料の還付金などがございまして、トータルで約8,200万円という金額になっております。

小越委員 一覧表があったらいただきたいんですけど、別に公共事業だけではなくて、国の補助金、委託金、負担金というのは全課にわたって出てくると思います。それで相殺して、1,000万円来たけど、本来900万円の事業があったとすると、100万円返すというような操作のものは、ここに入っていないのですか。そういうものはないのですか。

中村会計管理者 具体的には、それぞれの課が所管しておりまして、国の補助金が確定したので幾ら返すというものが支出として出納局に回ってきますので、審査して、支出の

金額だけがわかるということであり、個々の内容については出納局では所管しておりません。

(奨学金の収入未済額について)

大沢委員

教育委員会で、先ほど小越委員がちょっと触れましたけれども、教の4ページに書いてある奨学金の貸付金の収入未済額がかなりあるんですよ。これは、どういうふうにして返してもらうのか、どういう督促をしているのかお伺いいたします。

奥田高校教育課長

ただいまの御質問にお答えいたします。
説明資料に書いてあるとおりの未済金額がございます。これにつきましては、電話、手紙で、それから、住所等がわからない方につきましては市町村等へ問い合わせ、できる限り納入のお願いを、督促しているところでございます。

大沢委員

その方法ですと借り得なんですよ。借りてそのまんまと。
実は私も、兄弟が7人いまして、おやじが42歳で亡くなり、収入がないから、下の2人は大学まで奨学金を借りたんですよ、県のもので育英会を。そのとき、教員になれば返さなくてもいいという説明があったんですよ。それで問い合わせたところ、そんなことはない、借りたものは返すのが当たり前だと言われたんです。そして、保証人は保護者ということで、連帯保証人ですから、そこへ督促が来たんですよ、何回も。
今聞いていると、住所を見つけてその人のところへ送ったのでは、いつまでたっても返しませんよ。やっぱり保証人や保護者のところへ送らなければ、返済が減らないと思う。私どもも、督促が来たから、うちの者が払わなければならないということで払ったんですよ。
そういうことを考えると、保証人に送るということはやっていなかったということですか。

奥田高校教育課長

大沢委員の御指摘のとおりでございまして、それで返還していただければ一番ありがたいのですけれども、それでもという場合は、当然、保証人の方にも督促をしています。

大沢委員

しかし、それにしても物すごい額なんですよ。かなりの額でしょう。このまま、今言ったようなことでやっている、またさらにふえて、先ほど言いましたように、借りてそのままいいやと、返さなくてもそれで済んでしまうということになるんですよ。そのときに、借りたものは返すように言った言葉が、次の人たちのためにぜひお返しくださいと、ぜひ返してくれと。半強制的に、言葉遣いもすごかったんです。借りたものは返すのが当たり前というふうなことを言ったんですよ。今そんなことを言えば怒られるかもしれないけども、そのくらいでなければというのは、次の借り手のためのお金がなくなってしまうんですからね。
ですから、もう少し借りたものは返すという原点に立って督促しなければ。我々は返してきたんですよ、無理をしてでもね。そういうものを先輩の人たちもやってきたのだから、それをしていただければ少しは減っていくと思います。この額から見ると何をしているのかということになると思うので、その辺をもう一度、どういうふうにして返してもらうんだということをお伺いしたいです。

奥田高校教育課長

最初に、この奨学金の趣旨を貸与する際に説明するときから、今委員の御指摘

の部分も、周知を図ってまいりたいと思います。今おっしゃられた返還金があつてこそ、また次の世代に回る、波及していくということも、しっかりと貸す段階で説明をしていきたいと思っています。

質疑 企業局関係

なし

その他

- ・ 審査日程表については、配布した日程表のとおり、審査順序等を変更することとした。
- ・ 国庫補助事業等に係る事務費については、現在、執行部で行っている、平成20年度決算を含む過去6年間の国庫補助事業を対象にした事務費の調査結果の公表を待って、審査を行うこととした。審査日程の追加については、調査結果の公表等の目途がついたところで、連絡することとした。
- ・ 出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び議会事務局については、経常経費のみであるため、執行部からの説明は省略する扱いとした。
- ・ 各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」により11月2日までに提出し、11月9日及び16日開催予定の総括審査では、当日の意見とあわせて審査することとした。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢